

清の一言——大島清

新型コロナウイルス
感染症対策に感謝！

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が5月25日に解除されました。4月7日からの49日の間、町民の皆様のご協力に深く感謝を申し上げます。

その間、町民の皆様には感染防止のため不要不急の外出を自粛していただくとともに、児童・生徒の皆様には自宅学習を余儀なくされ、我慢していただきました。

猛威を振っている新型コロナウイルスの感染者は全国で5月末現在16,800人を超え、伊奈町でも3名の感染者が発生いたしました。3名とも療養を終了し回復しているとの報告を受けており安心していただいております。

しかしながら、緊急事態宣言から3か月が経ちますが、完全な終息にはまだ時間がかかると言われており、今後、第二波、第三波がやって来る可能性も否定できません。引き続き、外出の際にはマスクの着用、家に戻りましたら手洗いやうがいの励行、そして「3密」になる行動を控え、町民の皆様一人ひとりが感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症は、私たちの社会活動・経済活動にかつてない大きな影響を及ぼしています。当初、これほどに影響が出

るとは、誰が予想できたことでしょうか。今までに経験したことのない生活への戸惑い、そして経済の減速を感じずにはられません。

町といたしまして皆様の生活や仕事を守るため、「伊奈町新しい生活様式安心宣言」を策定し、それに沿って感染症対策を進め、町独自の対応策として、水道基本料金の6か月免除、町内児童・生徒への図書カード配付、ひとり親家庭への町内共通お買物券配付、そして中小企業・小規模事業者への応援施策ならびに給付金といった数々の事業を行ってまいりました。

そして何よりもうれしいことは、苦境の最中に多くの町民の皆様が手作りマスクや消毒液など「新型コロナウイルス対策に役立ててほしい」と貴重な浄財を届けていただいたことあります。まさに伊奈町がワンチームになったと実感をすることができ、感謝しています。

「朝の来ない夜」はございません。必ずや、元気な伊奈町が戻ってくるはずであります。私たちが我慢したこと、工夫したこと、悩んだことはきっと無駄ではないと思っております。新型コロナウイルス感染症の終息まで、気を抜かず前を向いて町政に取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

特別定額給付金

申請はお済みですか？

町では、郵送申請に必要な特別定額給付金の「申請書」を世帯主あてに5月16日(土)に発送いたしました。申請期限は、**8月18日(火)までです。**(当日消印有効)

申請がお済みでない方は、お早めの申請をお願いいたします。

●記入もれ、添付もれはありませんか？

申請書を返送する際は、記入もれや必要書類の添付もれがないかどうか、再度の確認をお願いします。申請書に不備がある場合は、給付が遅れます。

給付金について詳しくは、特別定額給付金ポータルサイトをご覧ください。▶



●給付金を装った詐欺に御注意ください！

ご自宅や職場等に町や総務省等をかたった電話や郵便、メール等が届いた場合は、町役場や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。

☎ 伊奈町特別定額給付金給付事業本部 ☎2495

ありがとう
ございました

♥細田三枝子氏から5万円、匿名の方から20万円を町政の進展に役立ててほしいとご寄付がありました。町で有効に活用させていただきます。

♥上尾・伊奈地区更生保護女性会より町立小・中学校に合計43冊の図書のご寄付がありました。児童・生徒の読書活動に活用させていただきます。

♥彩の国いきが大学伊奈学園19期校友会から39,405円、匿名1件から1,995円を社会福祉に役立ててほしいとご寄付がありました。社会福祉協議会で有効に活用させていただきます。

♥八千代紡織株式会社から町のスポーツ振興に役立ててほしいと卓球台1台のご寄付がありました。ゆめくるで有効に活用させていただきます。

新型コロナウイルスに関する町の取組

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う国民健康保険税、後期高齢者医療保険料並びに介護保険料の減免

次の要件を満たす方は、保険税（料）が減免となる場合があります。

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯（被保険者）の方

⇒保険税（料）を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯（被保険者）の方

⇒保険税（料）の一部を免除

※具体的な要件については、担当までお問い合わせください。

☎ 国民健康保険税について…保険医療課☎2172

後期高齢者医療保険料について…保険医療課☎2174

介護保険料について…福祉課☎2123

水道基本料金を6か月免除します

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、町民生活および経済活動を支援するために水道の基本料金の免除を実施します。（官公庁等は除く）

対象時期 令和2年7月検針（7月請求分）から6か月

☎ 町内北地区の方は7月・9月・11月請求分、町内南地区の方は8月・10月・12月請求分、毎月検針の方は7月～12月請求分

☎ 上下水道課 ☎721-5555



町税の徴収猶予の特例制度

収入が減少し、一時に税の納付を行うことが困難な方を対象とした猶予制度があります。

☎ 収税課☎2145

ひとり親家庭生活応援事業 お買い物券の引き換えはお済みですか？

新型コロナウイルス感染症対策事業として、ひとり親家庭等医療費受給世帯に、町内共通お買い物券を支給しています。対象世帯には6月に通知を発送しています。お買い物券には有効期限がありますので、お早めにお引き換えください。

※お買い物券の取り扱い店舗については、町ホームページをご覧ください。

支給内容 子ども一人につき町内共通お買い物券2万円分

※有効期限：令和2年11月30日(月)

引換期間 8月31日(月)まで
(土日祝日除く)

場 福祉課窓口

対 令和2年6月1日時点で「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受けている方

※同年8月31日までにひとり親家庭等医療費受給世帯として認定された世帯のうち、認定日が6月1日以前となった世帯を含む。

持 ひとり親家庭等医療費受給者証、お買い物券引換券

☎ 福祉課☎2126



伊奈町事業者応援給付金 申請受付中！

町内に主たる事業所または事務所を有し、今後も事業を継続して行う個人事業主を含めた中小企業者に一律5万円の応援給付金を支給します。

支給には事業収入額等について条件があります。詳しい条件や申請方法等は、町ホームページでご確認ください。

☎ 元気まちづくり課☎2235

